

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

2. 大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて

(2) 地域生活促進アセスメント事業は今年7市1町でモデル実施し、2026年度から本格実施することとなっているが、本人の意向が正しく反映されるためには、聴き取る側のスキルも求められることから、施設職員とピアサポーター等相談支援員が連携して聴き取りを行うことを義務付けるなど話しやすい環境づくりを検討すること。また、相談支援専門員養成研修のファシリテーターに対する事前研修のような、アセスメント調査の意義や目的を伝達する機会を設けること。さらに、調査だけで終わるのではなく、その後継続して地域移行に繋げていくための仕組みづくりを各市町村における自立支援協議会に設置するよう働きかけること。

（回答）

- 大阪府が実施する「地域生活促進アセスメント事業」については、事業期間を3年間で設定し、令和6年度はマニュアル等のツール作成、令和7年度は府内市町村のうちモデル市を選定のうえ試行実施しながら支援ツールのブラッシュアップを図り、令和8年度には府内全市町村を回り、ツール導入などの助言を行う予定です。
- 現在、選定したモデル市町で、昨年度作成したマニュアル（案）を用いて、アセスメントを試行実施しているところです。その後、モデル市町からマニュアル（案）やシートに対する意見を集約し、支援ツールのブラッシュアップを実施予定です。
- 引き続き、この事業を着実に進めることで、施設の入所待機者及び入所者の地域移行の促進に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

2. 大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて

(4) 昨年明らかになった岸和田光生療護園での利用者死亡事件後、当該施設への府の指導やその結果について示すこと。また再発防止に向けて、今回の事件の教訓を事業所等に対する虐待防止研修の内容にどう反映させたかを明らかにすること。

（回答）

- 岸和田光生療護園での虐待事件については、事案発生以降、関係市と協力・連携しつつ、府として社会福祉法に基づく指導監査を行いました。個別事案になるため、詳細を示すことはできませんが、府が行った指導監査の結果を施設に伝え、利用者の立場にたった丁寧な支援や再発防止に向けた改善を求めているところです。加えて、運営法人が第三者委員会を設置し、第三者委員会の下での原因究明等を実施しているとのことですので、第三者委員会の調査結果を踏まえた再発防止策の見直しなども求めています。
- 今回の事案を踏まえ、昨年度実施した障がい福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止研修において、虐待の早期発見と通報義務の重要性について、改めて説明を行いました。さらに、今回の事件から得られた教訓については、他の施設従事者等による障がい者虐待事案の発生要因と共通する内容も多いことから、障がい福祉サービス事業所等に周知する文書を作成し、虐待防止に関する注意喚起を図っているところです。今年度実施する虐待防止研修においてもその内容を活用し、施設従事者等による虐待防止の更なる取り組みを図ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

3. 精神障害者の地域移行・権利擁護について

- (1) 府内精神科病院では1年以上の寛解・院内寛解の方549名（令和5年630）が未だ入院中であり、地域移行対象者として早急に退院に向けた取組を、行政（広域コーディネーター）・病院・地域で一丸となって進めること。

（回答）

- 大阪府では、府内精神科病院の入院患者の実態把握のため「精神科在院患者調査」を継続的に実施しており、1年以上の長期入院患者数は減少傾向ですが、ご指摘のとおり一定数の寛解・院内寛解状態の方がなお入院されています。
- そのため大阪府では、長期入院精神障がい者の退院促進に向けた支援体制の強化を目的とした、「大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業」を実施しており、精神科病院職員に対する研修や退院に向けた意欲喚起のためのピアサポート強化事業を継続実施するとともに、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター（以下広域コーディネーター）」を配置することにより、病院の退院支援会議の参加や定期的な個別面談を通して、長期入院患者の個別の伴走支援も強化しているところです。
- また、府内においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場が府・保健所圏域・市町村全てに設置され、各地域での精神保健医療福祉連携が実践されているところであり、この場に広域コーディネーターが参画し、地域の状況を把握するとともに、各種の情報共有や好事例の横展開を図っているところです。
- 今後も引き続き、市町村や関係機関の取組み支援等に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

3. 精神障害者の地域移行・権利擁護について

(3) 精神科病院における虐待通報の義務化の周知について、虐待を受けた患者や家族、関係者からも通報できることを積極的に周知していくこと。また昨年からの通報について件数や内容、通報後の対応の仕組みなどを明らかにすること。

（回答）

- 府内精神科病院に対しては、虐待通報義務化についての説明や通報先が書かれたポスターを病院内の目に入りやすい場所に掲示し、精神科病院における虐待通報義務化について、業務従事者、患者本人・家族等にも行き届くよう指導をしています。
- また、入院時に配布する「入院のお知らせ」に虐待を受けた場合や虐待を見かけた場合の通報先を記載し、入院時の告知に際して、すべての入院患者にお知らせすることとしています。この「入院のお知らせ」については、医療保護入院者及び措置入院者の家族等にもお知らせすることになっており、患者の家族にも通報先が分かるようにしています。併せて、大阪府ホームページで虐待通報受付窓口について広く周知しているところです。
- 昨年の通報件数、虐待の状況、虐待があった場合に採った措置などについては、今年度中の障害者虐待防止法第20条に基づく公表と調整の上、ホームページで公表することを予定しております。
- なお、虐待の通報等を受けた場合、聞き取りによる状況把握を行い、聞き取った情報を元に、事実確認チェックシートなどを用いて虐待が疑われるか通報時評価を行った後、複数の職員で構成する所内初期対応会議において、虐待疑い事案の初期対応を決定します。決定した方針に基づき、精神科病院に対して報告聴取や帳簿書類の徴収、立入検査等により事実確認を行います。
報告聴取等により確認した事実関係を精査し、虐待が疑われる場合は、外部専門家を交えた虐待対応ケース会議を開催し、虐待の事実認定を行います。虐待の事実を認定した場合、当該精神科病院の管理者に対して、改善計画の提出等の必要な措置を命じます。
- 今後とも、精神科病院における虐待事案の早期把握に向け、周知・啓発に努めて参ります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

4. 相談支援について

相談支援について、相談員 1 人事業所はいまだに多くあり、相談員を複数配置してゆけるよう、1 人事業所への支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬の算定について、各市町村での取り組みを参考にしてわかりやすくまとめ、各市町村・事業所等に周知・サポートすること。

(回答)

- 令和 6 年度の報酬改定により、相談支援事業所の常勤職員を 2 名以上配置し、自立支援協議会に構成員として定期的な参画や、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施した場合など、一定の要件を満たす場合は機能強化型の報酬区分が認められることになりました。
- 令和 5 年度以前から機能強化型の報酬区分はあったものの、令和 6 年度の改定により概ね 8 % の増額になっております。
- 一方で、相談支援事業所の報酬体系は加算を含め算定方法が難しく、1 人事業所の相談支援専門員が繁忙のため、加算部分を請求できるにも関わらず、請求していないという声も聞いております。
- 相談支援専門員の業務は、時代とともに複雑多岐な役割が期待されており、その業務量に適切に対応するよう、令和 6 年度の報酬改定の効果を検証しつつ、さらなる基本報酬の底上げを行い、加算を含む複雑化する相談支援事業所の報酬体系について、わかりやすく整理するよう国に要望し、かつ市町村に対しては相談支援事業所向けの報酬算定の研修会等の開催を働きかけるなど、引き続き、府内の相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

5. 地域生活支援拠点等について

- (1) 地域での緊急ケースへの迅速な対応や地域移行の一層の促進に向け、地域生活支援拠点機能の強化が求められる。2024 年度に新設された地域生活支援拠点等機能強化加算の活用例を調査し、各市町村で拠点コーディネーターの配置ができるよう積極的に推進・バックアップしていくこと。
- (2) 施設入所待機者への対応、各拠点コーディネーター配置と合わせて、各地域が緊急事例・困難事例等に迅速に対応できるように、入所施設の受け入れだけではなく、グループホームや日中事業所での緊急を含む受入れを行っている各市町村の事例を周知し、府として各市町村の地域支援拠点機能の充実強化策の検討を進めること。

（回答）

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和5年3月、大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域における障がい者の支援体制について」において、緊急時の受入れ・対応等の拠点に求められる機能を充実させるためには、緊急時に備えた事前登録、住民への周知・働きかけ、拠点等の運用状況の検証・検討が重要であることが示されました。
- この提言を踏まえ、地域生活支援拠点等の充実・強化を図るため、大阪府障がい者自立支援協議会基盤整備促進ワーキンググループにおいてご意見をいただき、市町村における運用状況の検証・検討の推進への取組みを支援しているところです。
- 「拠点コーディネーター」については、令和6年度から求められる役割や業務等が明確化され、地域生活支援拠点等機能強化加算が創設されたことから、各市町村を対象に実施している地域生活支援拠点等に関する市町村アンケートにおいて、今年度は、拠点コーディネーターの配置状況やその財源としての地域生活支援拠点等機能強化加算等の活用状況、入所施設に限らずグループホーム等も含めた緊急時の受入れ先となる事業所の整備状況について調査項目を追加し実施したところです。また、必要に応じて市町村に対しヒアリングを行い、地域生活支援拠点等の整備状況を把握することとしています。
- アンケート結果については、市町村に共有するとともに、令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、その中でアンケートやヒアリングで把握した各機能の好事例などの

情報共有を行っているところです。

- さらに、市町村が地域の実情に応じて取組みを進めるために参考としていただけるよう、大阪府ホームページにおいて、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を掲載し、広く周知も図っているところです。
- 今後も引き続き、地域生活支援拠点等の機能・強化に向けて、好事例や課題等の情報共有を通じて市町村への継続的な支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

6. 防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、余裕をもって事前開放することや、要配慮者が実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。また災害対策基本法等の改正により、要配慮者への「福祉サービスの提供」が明記されたことから、参議院の附帯決議を踏まえ、発災時の福祉事業所との連携の仕組みを早急に検討し、全市町村に福祉と連携した個別避難計画の作成や、福祉避難所への直接避難、地域防災訓練への障害者参画を強く働きかけること。

(回答)

- 市町村は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水など災害の種類に応じた指定緊急避難場所の指定や、想定される災害の状況や人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合に被災住民等を一時的に滞在させるための指定避難所の指定をしなければならないと定められており、避難所の開設及び運営についても市町村の責務とされています。
- 本府としては、市町村と連携して、避難所の課題解決に向け、避難所のバリアフリー化や運営体制の確立など、質の向上に取り組んでまいります。
- また、災害発生時には、可能な限り多くの避難所等を確保する観点から、府内に所在するホテル等の宿泊施設と「災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定」を、また、大型商業施設の立体駐車場を車で避難する場合の避難先として活用できるよう、(一社)日本ショッピングセンター協会と「避難対策等における連携と協力に関する包括協定書」を事前に設備等確認のうえそれぞれ締結いたしました。
- 引き続き、市町村に対し、国・府有施設の活用を働きかけるとともに協定未締結のホテル等に対して協力を求めるなど、府内市町村の十分な避難所確保の支援に引き続き努めてまいります。
- 災害対策基本法等の改正により、要配慮者への「福祉サービスの提供」が明記、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインが改正され、避難所に加え、在宅避難者・車中泊避難者等へも、要配慮者へのアセスメントといった DWAT 活動の範囲が拡大されました。災害時に市町村からの要請があった場合等に円滑に活動できるよう、引き続き体制構築を進めてまいります。その他については、参議院の付帯決議を含め今後とも国

の動向を注視してまいります。

- 個別避難計画について、関係部局と連携して、個別避難計画の作成における福祉との連携の重要性について、研修などを通して市町村担当者に説明してまいりました。
引き続き、関係部局と連携し、個別避難計画の作成が促進するよう市町村ニーズを踏まえた支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 防災企画課（下線部について回答）

危機管理室 災害対策課

福祉部 福祉総務課（太字部について回答）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（波線部について回答）

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

7. 日中活動について

- (2) 就労系事業所で営利だけを目的とした悪質な事業所の急増、過大な報酬請求は障害福祉事業全体に大きな影響を及ぼす問題と認識すること。在宅利用の適正化を含め、それら事業所への対応や指定について市町村と情報共有・連携を強め、府として毅然とした対応をすること。

(回答)

- 障がい福祉サービス事業者の指導等の事務につきましても、府内での指定・指導業務の平準化を目的として「指定・指導に関する調整会議」を定期的を開催し、府と権限移譲市町村で、指導に関する情報の共有を図っています。
- また、障がい福祉サービス事業者等に対しては、定期的に指導監査を行い、適正な運営を行うよう指導を行います。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課